

## 【協議事項 3】

病床の減床を予定している医療機関について

## 1 医療機関について

医療機関から事前連絡票の提出があった。  
病床の変更概要は、以下のとおり。

## (1) 医療機関名

医療法人幸陽会 寺口クリニック

変更前の病床数17床（内訳：回復期17床）

## (2) 変更内容

ア 変更時期

令和8年8月31日

イ 変更内容

回復期17床を減床し、無床診療所とする。

|                                                                                      | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 計  |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|-----|-----|----|
| 変更前                                                                                  | 0     | 0   | 17  | 0   | 17 |
|  |       |     |     |     |    |
| 令和8年8月31日                                                                            | 0     | 0   | 0   | 0   | 0  |

## 2 検討の経緯

## (1) 調整会議議長及び回復期専門部会長へ疑義照会（令和8年7月）

疑義照会結果は疑義なし。

## (2) 回復期専門部会を開催（令和8年8月5日）

疑義照会結果が疑義なしであったため、医療機関の出席を求めない形で協議を行った。

## (3) 部会長等会議を開催（令和8年8月17日）

病床を減床予定の医療機関及び今後の取扱いについて協議を行った。

### 3 各専門部会の協議結果

| 専門部会                              | 協議結果                                                                                                                                            |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 19 回回復期専門部会<br>(令和 8 年 8 月 5 日) | 寺ロクリニックの病床の減床は、医療機関の事情を考慮しやむを得ないとする。<br>また、今後の取扱い（資料 4 - 3 ページ）について、有床診療所を無床診療所とする場合は、 <u>(4) 「回復期を減床する場合（閉院等の場合を除く）の「閉院等の場合を除く」に該当することとする。</u> |
| 第 19 回部会長等会議<br>(令和 8 年 8 月 17 日) |                                                                                                                                                 |

### 4 協議する意見（案）

寺ロクリニックの病床の減床は、医療機関の事情を考慮しやむを得ないとする。

また、今後の取扱い（資料 4 - 3 ページ）について、有床診療所を無床診療所とする場合は、(4) 「回復期を減床する場合（閉院等の場合を除く）の「閉院等の場合を除く」に該当することとする。

## ＜参考＞

### 「各専門部会について書面開催する場合などの取扱いに関する申し合わせ」

＜第26回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（R7.11.17）での決定事項＞

【病床の医療機能の変更や減床を予定している医療機関の取扱い（鹿児島保健医療圏）】

調整会議における協議事項は、病床の医療機能を見直す場合のうち、次に定める事項とする。

- (1) 「回復期又は慢性期」から「高度急性期又は急性期」へ変更する場合
- (2) 「慢性期」から「回復期」へ変更する場合
- (3) 「回復期」から「慢性期」へ変更する場合
- (4) 「回復期」を減床する場合（閉院等の場合を除く）

上記の病床の医療機能の変更予定や減床予定の医療機関に対して、病床数に関わらず、変更理由等の書面回答を求め、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長に相談の上、疑義の有無に応じて以下により取り扱う。

- (1) 疑義のあるもの：専門部会への出席及び説明を求め、協議する。
- (2) 疑義のないもの：専門部会で書面により協議する。

なお、調整会議議長及び病床数が増減する医療機能の専門部会長のうち一人でも疑義のある場合は、「疑義のあるもの」として取り扱うこととし、該当する専門部会において協議する。